

御殿場市不妊治療費助成金について

不妊治療で医療保険が適用されない医療費を助成します。

申請をご希望される方は、申請前に必ず保健センターに電話でお問い合わせください。

1、対象者 以下①～③のすべてにあてはまる方

- ① 法律上婚姻している夫婦で御殿場市に住民登録がある
- ② 第1子又は第2子を対象とした不妊治療
- ③ 医師に必要と認められた医療保険適用外の不妊治療

2、助成金 医療機関へ支払いをした不妊治療費用の2分の1以内の額で、
限度額は1年度20万円まで。

*但し、静岡県の特定不妊治療費助成を受けられる方は県の助成額を差し引いた残額の2分の1以内の額となります。

3、申請期日 申請する治療の終了日又は県の助成が決定した日（決定及び確定通知に記載の年月日）から90日以内に申請してください。

4、申請に必要な書類等（消えるボールペン、シャチハタ印は不可）

- ① 御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金支給申請書
- ② 御殿場市不妊治療費用助成事業受診等証明書
- ③ 戸籍謄本（戸籍の全部事項証明）
（年度内初回申請時のみ必要）
- ④ 不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
- ⑤ 県の不妊治療費助成を受けた場合は、その額が確認できる書類
（決定及び確定通知）
- ⑥ 任意の給付の額を確認できる書類（該当者）
- ⑦ 御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金請求書（支給決定後に提出）

5、助成期間 5年度（申請がなかった年度は除きます）

6、手続きの流れ

- ① 相談・・・申請の希望を保健センターに電話でお知らせください。
- ② 申請・・・必要書類を揃えて、90日以内に提出してください。
- ③ 決定・・・保健センターから「支給決定通知書」送付します。
- ④ 請求・・・不妊治療費用助成金請求書を市へ提出してください。
- ⑤ 振込・・・市から申請者の指定口座へ決定金額を振り込みます。

お問い合わせは 御殿場市健康推進課（保健センター）
母子保健スタッフ
電話 0550-82-1111

*人工授精の治療をされた方は裏面も併せてご覧ください。

人工授精の治療を受けた方へ

下記の対象者に該当する場合、治療費（上限9万円）の10分の7に拡充し助成します。対象者等に該当しない場合は、表面の不妊治療費助成の申請をしてください（1/2助成）。

一般不妊治療及び特定不妊治療と併せて申請することができますが、申請期間が異なるため、事前に必ずご相談をください。

1、対象者 以下①～⑤のすべてにあてはまる方（④と⑤が追加条件です）

- ① 法律上婚姻している夫婦で御殿場市に住民登録がある
- ② 第1子又は第2子を対象とした不妊治療
- ③ 医師に必要と認められた人工授精の治療
- ④ 治療期間の初日の妻の年齢が40歳未満
- ⑤ 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満の者
(1月から5月までの間に助成金の支給を申請する場合は前々年の所得)

2、助成金 医師に必要と認められた人工授精にかかる治療費で医療保険が適用されない費用に対し治療費の10分の7を助成します。

3、申請期間 人工授精の治療の終了日から90日以内で、かつ治療を受けた日の属する年度の末日までに申請してください。
1月～3月に治療を受けた場合は、治療が終了した日から90日以内に申請することができます。治療終了したら速やかにご連絡ください。

4、申請に必要な書類（消えるボールペン、シャチハタ印は不可）
一般不妊治療と特定不妊治療と併せて申請の場合は⑧が追加が必要です。

- ① 御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金支給申請書
- ② 御殿場市不妊治療費用助成事業受診等証明書
- ③ 戸籍謄本（戸籍の全部事項証明）・・・年度内初回申請時のみ必要
- ④ 不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
- ⑤ 県の不妊治療費助成を受けた場合は、その額が確認できる書類
(決定及び確定通知)
- ⑥ 任意の給付の額を確認できる書類（該当者）
- ⑦ 御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金請求書（支給決定後に提出）
- ⑧ 夫及び妻の前年の所得額を証明する書類
- ⑨ 個人番号カードまたは通知カード（マイナンバー）及び
運転免許証など、顔写真入りの身分証明書

5、助成期間 2年度

*ただし、1年度の助成開始月が年度途中で、助成金の額が6万3千円未満の場合、3年度の治療は1年度目の残りの月数以内で、6万3千円に満たなかった額を限度に助成します。

6、手続きの流れ 表面の「6、」と同じです。事前にお問い合わせください。

*人工授精の分の申請期間に注意してください。

お問い合わせ 御殿場市健康推進課（保健センター）

母子保健スタッフ 電話0550-82-1111